教育再生会議報告【徳育関係抜粋】

〇最終報告		
「 社会総がかりで教育再生を ~ 教育再生の実効性の担保のために ~」		
	(平成20年1月31日)	
		1
〇第三次報告		
「 社会総がかりで教育再生を ~ 学校、家庭、地域、企業、団体、メディー体となって、全ての子供のために会		
	(平成19年12月25日)	
◇ 各 論		
2. 徳育と体育で、健全な子供を育て	る	
~子供たちに感動を与え	.る教育を~ 一抄一	
		2
〇第二次報告		
「 社会総がかりで教育再生を 〜公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時	テ代」のための基盤の再構築〜」 「記録」のための基盤の再構築〜」	
	(平成19年6月1日)	
Ⅱ.心と体一調和の取れた人間形成を目指	iţ	
		3

○ 最終報告(平成20年1月31日)

1. 提言の実現に向けて -抄-

教育再生のための課題は多岐にわたります。私たちは、教育内容の改革、教員の質の向上、教育システムの改革、社会総がかりでの国民的参画、改革の具体的実践の重視を柱として、21世紀における我が国の教育を再生していく上で重要と考える事項に絞って提言を行ってきました。

これら第一次報告から第三次報告までの提言は、全て具体的に実行されてこそ初めて意味を持ちます。提言を実行するための具体的な動きが国、地方公共団体、学校、家庭、地域社会、企業等、社会全体で始まることが大切で、これらの取組をフォローアップしていくことが求められます。その中で主な項目を挙げれば、次の通りです。

【教育内容】

(心身ともに健やかな徳のある人間を育てる)

- 〇 徳 育を「教 科」として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。
- 〇家庭、地域、学校が協力して「社会総がかり」で、心身ともに健やかな徳のある人間を育てる。
- 〇体育を通じて身体を鍛え、健やかな心を育む。
- 〇「いじめ」、「暴力」を絶対に許さない、安心して学べる規律ある教室にする。
- 〇体験活動、スポーツ、芸術文化活動に積極的に取り組み、幼児教育を重視し、楽しく充実した学校生活を送れるようにするとともに、ボランティアや奉仕活動を充実し、人、自然、社会、世界と共に生きる心を育てる。

(別添) フォローアップのためのチェックリスト ー 抄ー

第一次報告から第三次報告までの提言は、実行されてこそ初めて意味があります。フォローアップに際 してチェックすべき主な項目は次の通りです。

	チェック項目	実施 主体
徳育と体育	【直ちに実施に取りかかるべき事項】	
の充実	① 徳 育 の 充 実 (「新 た な 枠 組 み」による 教 科	国・教育委員会・学校
	化、多様な教科書・教材)	
	②体験活動の推進(小学校での自然体験・農	国・教育委員会・学校
	山漁村体験、中学校での社会体験、高等	
	学校での奉仕活動)	
	③いじめ問題への対応(反社会的行動を繰り	教育委員会•学校
	返す子供への毅然とした指導など)	
	④体力の向上、学校給食を通じた食育	国·教育委員会·学校
	【検討を開始すべき事項】	
	⑤国のスポーツ振興策の在り方(スポーツ庁	国
	の創設など)	

○ 第三次報告(平成19年12月25日)

2. 徳育と体育で、健全な子供を育てる

- ~子供たちに感動を与える教育を~ -抄-
- (1)徳育を「教科」(※)とし、感動を与える教科書を作る
 - ○徳育を「新たな枠組み」により教科化し、授業内容、教材を充実し、授業時間を 確保して、年間を通じて計画的に指導する
 - 〇偉人伝、古典、物語、芸術·文化などを活用し感動を与える多様な教科書を作る
 - ・徳育においては、小学校から中学校までの子供の発達段階を踏まえ、それ ぞれの時期にふさわしい内容で、挨拶や礼儀、善悪の判断、思いやりの心、 基本的な社会道徳、責任感、自尊感情、社会への貢献などの指導を行う。
 - ・教材は、徳育にふさわしい、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典、物語などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したバランスのとれた、子供たちに感動を与える多様な教科書・教材を作成する。
 - ・美しい心の伝統を語り継ぐことを重視し、言葉や文学による徳育を推進する。 (※)徳育を教科化するが、点数での評価はせず、専門の免許も設けない。小学
 - 校、中学校とも学級担任が担当する。
 - ○新しい教育基本法の下で、社会総がかりで、徳育の充実に取り組む
 - ・学校のみならず、家庭、地域など社会総がかりで、徳育の充実を図る。
 - ・国は、脳科学、社会科学等の科学的知見と教育の関係について基礎的研究を 更に深めるとともに、その知見をもとに、発達段階に応じた徳育体系の在り方 や、効果的な教育手法について整理し、学校教育に活用することを検討する。
- (2)運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る(略)
- (3)体験活動により子供の心と体を育てる
 - 〇小学校での自然体験活動、中学校での社会体験活動、高等学校での奉仕活動を推進する。

 動を推進する。
 - ・国は様々な体験活動の取組例を示し、学校・教育委員会は地域の実情に応じた 取組を推進する。教育委員会は、学校支援地域本部の設置、充実や関係団体と の調整組織を整備するなど、学校が体験活動を行いやすい仕組みを作る。
 - ・学校、教育委員会は、あらかじめ生徒に、環境教育の視点など体験活動の趣旨 を十分理解させて、主体的に体験活動に取り組めるようにする。

. 心と体 - 調和の取れた人間形成を目指す

いじめや犯罪の低年齢化など子供を取り巻く現状を踏まえると、全ての子供たちが社会の規範意識や公共心を身につけ、心と体の調和の取れた人間になることが重要です。

学校と地域が連携しながら徳育を実施し、自然体験や職業体験を行うことで、子供たちは、命の尊さや自己・他者の理解、自己肯定感、働くことの意義、さらには社会の中での自分の役割を実感できるようになります。

親子の確かな絆を育む家庭教育や就学前の教育の役割は重要であり、子供の成長とともに親も共に学び、育児を通じて子供がいる喜びを感じるとともに、地域の子供を地域ぐるみで育むことが重要です。

提言 1 全ての子供たちに高い規範意識を身につけさせる

【徳育を教科化し、現在の「道徳の時間」よりも指導内容、教材を充実させる】

国は、徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置づけ、充実させる。

- ・全ての学校・教員が、授業時間を確保して、年間を通じて計画的に指導するようにする。
- ・徳育は、点数での評価はしない。
- ・教材については、多様な教科書と副教材をその機能に応じて使う。その際、ふるさと、日本、世界の偉人伝や古典などを通じ、他者や自然を尊ぶこと、芸術・文化・スポーツ活動を通じた感動などに十分配慮したものが使用されるようにする。
- ・担当教員については、小学校では学級担任が指導することとし、中学校においても、専門の免許は設けず、学級担任が担当する。特別免許状の制度なども活用し、地域の社会人や各分野の人材が教壇に立つことを促進する。

国は、脳科学や社会科学など関連諸科学と教育との関係について基礎的研究を更に進めるとともに、それらの知見も踏まえ、子供の年齢や発達段階に応じて教える徳目の内容と方法について検討、整理し、学校教育に活用することについて検討する。

提言2 様々な体験活動を通じ、子供たちの社会性、感性を養い、視野を広げる

【全ての子供に自然体験(小学校で1週間)、社会体験(中学校で1週間)、 奉仕活動(高等学校で必修化)を】

学校は、子供たちの成長段階や地域の実情を踏まえ、全ての学校段階において体験・奉仕活動を 実施する。国、地方自治体は、必要な援助を行い、条件を整備する。

- ・小学校で、1週間の集団宿泊体験や自然体験・農林漁業体験活動を実施。
- ・中学校で、1週間の職場体験活動を実施。
- ・高等学校で、奉仕活動を必修化。

学校は、子供たちの勤労観・職業観を育成するためのキャリア教育を強化する。国、教育委員会は、専門高校、専修学校等が地域社会と連携して行う特色ある職業教育の取組を積極的に支援する

国、地方自治体は、スポーツ団体の参加の促進、総合型地域スポーツクラブの整備、ボーイスカーウト・ガールスカウト活動との連携などにより、学校教育や地域のスポーツ活動を促進する。教育委員会は、スポーツリーダーバンク(スポーツ指導者を登録・紹介する仕組み)の活用を含め、指導者の活動を支援する。また、音楽、美術、演劇、伝統芸能など、学校教育や地域社会における

芸術・文化活動を促進する。

学校、教育委員会は、都市と地方の子供たちの交流を深めるため、姉妹校の提携を促進する。

提言3 親の学びと子育てを応援する社会へ

【学校と家庭、地域の協力による徳育推進、家庭教育支援や育児相談の充実、 科学的知見の積極的な情報提供、幼児教育の充実、有害情報対策】

子供たちの規範意識や「早寝早起き朝ごはん」などの生活習慣については、学校と家庭、地域が協力して身につけさせる。また、挨拶やしつけ、礼儀作法についても、子供の年齢や発達段階に応じ、学校と家庭が連携して子供に身につけさせる。

国、地方自治体は、父親の子育て参加への支援、訪問型の家庭教育支援や育児相談など、保護者を支援する施策を充実する。また、PTAの会合、家庭教育学級や妊婦健診、子供の健診等保護者の多く集まる機会を活用した親の学び、子育て講座、親子が学び遊べる場を拡充する。

中学校・高等学校の家庭科などにおいて、生命や家族の大切さ、子育ての意義・楽しさを理解する機会を拡充する。

国は、脳科学や社会科学などの科学的知見と教育に関する調査研究などを推進し、そこで得られた知見の積極的な普及啓発を図り、今後の子育て支援に活用する。

子育てにかかわる科学的知見の例については、別添参照。

国、地方自治体は、地域の子育て支援の機能を持つ認定こども園制度を積極的に推進する。

国、地方自治体は、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革とあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担を軽減し、幼児教育を振興する。

国、学校は、有害情報から子供たちを守るため、保護者に対して、携帯電話やインターネットのフィルタリング装着やテレビの有害情報防止に向けた啓発活動を推進する。

提言4 地域ぐるみの教育再生に向けた拠点をつくる

【「放課後子どもプラン」の全国での完全実施、学校運営協議会の指定促進】

国は、本年4月からの「放課後子どもプラン」の実施状況を把握し、全国全ての小学校区での実施に向けて、地方自治体がより取り組みやすいものとする。

国、地方自治体は、地域ボランティアと学校の連携を図るため、PTA、卒業生、地域の人々などが土曜の補充学習、部活動、施設管理など学校運営を支援する体制が全国の学校で整えられるよう支援する。

国、教育委員会は、地域が学校運営に参画する学校運営協議会の先進的取組事例について情報発 信等を行い、学校運営協議会の指定を促進する(平成19年4月1日時点の学校運営協議会数: 195)。

提言 5

社会総がかりでの教育再生のためのネットワークをつくる

【校長、教育委員会の意識改革、コーディネーターの養成・確保】

国、教育委員会は、校長や教育委員会指導主事等を対象に、地域や企業等との連携に関する研修や情報提供を充実させ、学校運営や授業改善に外部の人材やノウハウを活用するよう意識改革を促進する。また、放課後子どもプランや体験活動、キャリア教育、総合的な学習の時間の充実に向けて、商工会議所等の経済団体やNPO等と協力し、学校、地域社会、企業等の連携を図るコーディネーターの養成・確保を促進する。

企業は、社員が家庭責任を果たし、社員が積極的に授業参観や学校ボランティア等に参加しやすくするため、仕事と育児の両立など、ワークライフバランスの促進に向けた環境づくりを進める。また、保護者が働いている姿を子供たちに見せる機会づくりに努める。

学校、教育委員会ほか教育関係者、地方自治体関係者、企業関係者等が協力して、社会総がかりで の教育再生に貢献するネットワークを構築する。